

消防予第120号「消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令」等の概要

消防庁予防課

1 はじめに

消防庁では、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の要件の整備、建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備及びその他所要の規定の整備を行うため、次のとおり、関係する省令及び告示の改正を行った（令和6年3月29日公布、同年4月1日施行）。

- 消防法施行規則及び排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（令和6年総務省令第25号。以下「改正省令」という。）
- 平成元年消防庁告示第4号等の一部を改正する件（令和6年消防庁告示第6号。以下「改正告示6号」という。）
- 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）

以下、改正省令等の概要について解説する。なお、本文中に記載している関係条項については、特段の注意書きがない限り、解説している各法令により、制定又は改正された後の当該法令における条項を指す。

2 改正の背景

(1) 建築基準法における「耐火建築物」の定義の見直しに伴う消防法施行令の改正

近年、建築物における木材利用のニーズが高まる一方で、従来の耐火建築物の定義においては、主要構造部に木材を利用する場合には、その全てを石こうボード等で覆う必要があり、木の質感を生かした設計が困難であるとともに、コスト・手間を要する課題があった。こうした中で、主要構造部の一部分が一定の性能を満たさない場合であっても、当該部分が損傷・崩落した際に火災が当該部分にとどまり、建築物全体が倒壊や延焼に至らないようにするための技術的要件が整理されたことで、当該部分を耐火構造等とせずとも、耐火建築物に求められる性能を発揮できると確認された。

このため、脱炭素社会の実現に資するための建築物

のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）第4条による建築基準法の改正により、「耐火建築物」の定義が改正され、主要構造部のうち、「防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」は、耐火構造等でなくともよいこととされた。

これを踏まえ、消防庁では、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に関する改正を行うとともに、建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) 建築主事の任命に係る規制等の見直し

地方公共団体における建築基準適合判定資格者（70歳未満）の7割近くを50歳以上の職員が占めるなど高齢化が進んでいる中、近年は建築基準適合判定資格者検定の受検者、合格者数が減少傾向にあり、建築確認・検査の担い手不足が全国的な課題となっている。特に、建築主事や建築基準適合判定資格者が若干名しかいない地域では、それらの者への業務集中に加え、年齢構成も高齢の者が多く、職員の退職等により建築行政の執行が困難となるおそれのある市町村が生じている。

このため、建築基準適合判定資格者検定の受検資格として「2年以上の実務経験を有する者」との要件を定めた建築基準法第5条第3項を改正し、受検時に実務経験を求めている要件を見直すとともに、同法第77条の58第1項の規定による資格登録までに実務経験を積んでいけばよいこととされた。また、「二級建築士試験に合格した者」が建築基準適合判定資格者検定を受検できることとされた（ただし、「二級建築士試験に合格した者」が任命される建築主事は小規模な建築物のみ建築確認・検査を行うため、建築基準適合判定資格者検定について、「一級建築士試験に合格した者」を対象としたものと、「二級建築士試験に合格した者」も対象としたものの2つに分けることとされた。）。

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、

「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、消防庁では、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行うこととした。

3 改正省令に関する事項

(1) 消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の要件

i 防火上有効な措置として総務省令で定める措置等
消防法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第7号）による改正後の消防法施行令（以下「新令」という。）第8条第1号の開口部のない耐火構造の床又は壁の要件について、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて（通知）」（平成7年3月31日付け消防予第53号）で定めていた要件をもとに新たに規定するとともに、所要の経過措置を設けることとした。

また、新令第8条第2号の総務省令で定める防火設備として防火戸を規定した。

さらに、同号の防火上有効な措置として総務省令で定める措置として以下の措置を規定した。

① 渡り廊下又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第128条の7第2項に規定する火災の発生のおそれの少ないものとして国土交通大臣が定める室（廊下、階段その他の通路、便所その他これらに類するものに限る。）を構成する壁等（建築基準法の防火規制に係る別棟みなし規定の適用がある防火対象物の壁等に限る。以下「渡り廊下等の壁等」という。）を次の基準に適合させるための措置

イ 渡り廊下等の壁等のうち防火戸は、閉鎖した場合に防火上支障のない遮煙性能を有するものであること。

ロ 渡り廊下等の壁等により区画された部分のそれぞれの避難階以外の階に、避難階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）が設けられていること。

② 渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等を消防庁長官が定める基準に適合させるための措置

ii 防火対象物点検の点検基準に係る規定の整備

防火対象物点検の点検基準の一部規定を免除する防火対象物として、新令第8条第2号に掲げる部分で区画されている一定の防火対象物を追加することとした。

(2) 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

規則では、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物について、その主要構造部が耐火構造等である場合には、消防用設備等の技術基準の一部を緩和する規定を設けており、建築基準法の一部改正により、特定主要構造部のみを耐火構造等とする建築物の建築が可能となるが、主要構造部全てを耐火構造等とする建築物と同様に、消防用設備等の技術基準の一部が緩和されるよう規定の整備を行うこととした。また、排煙設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成21年総務省令第88号）についても、同様の規定の整備を行うこととした。

(3) 建築基準適合判定資格者検定制度の見直しに伴う規定の整備

第13次地方分権一括法第7条の規定による建築基準法の改正により、建築基準適合判定資格者検定制度の見直しが行われ、建築副主事及び二級建築基準適合判定資格者検定が新設された。規則では、防火管理者及び防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として、「建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの」を規定しているが、今般の改正を踏まえ、建築副主事（一級建築士試験に合格した者に限る。）を追加する等の規定の整備を行うこととした。

(4) その他所要の規定の整理

4 改正告示6号に関する事項

(1) 建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化に伴う規定の整備

③ (2)と同趣旨で、

- ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第4号）
- ・ 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第一号の規定に基づく特定共同住宅等の位置、構造及び設備（平成17年消防庁告示第2号）について、所要の規定の整備を行うこととした。

(2) 所要の規定の整理について

③ の規則の改正等に伴い、

- ・ 消防法施行規則第四条の二の四第三項の規定に基づく防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）

- ・ 加圧防排煙設備の設置及び維持に関する技術上の基準（平成21年消防庁告示第16号）
- ・ 畜舎等に係る基準の特例の細目（令和4年消防庁告示第2号）

について、所要の規定の整理を行った。

5 7号告示に関する事項

消防用設備等の技術基準に係る別棟みなし規定の拡充に併せて、これまで「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）で示してきた渡り廊下、地下連絡路又は洞道で接続されている防火対象物の取扱いについて、新たに消防庁告示で規定することとした。

6 施行期日等に関する事項

上記の改正省令、改正告示6号、7号告示について、いずれも令和6年4月1日から施行することとした。

7 終わりに

ここまで、改正省令等の内容について概観した。本記事や改正省令等の公布と同日に発出した「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第155号）、「令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について（通知）」の一部改正について」（令和6年3月29日付け消防予第156号）、「消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第157号）、「消防用設備等に係る通知の改正について（通知）」（令和6年3月29日付け消防予第158号）も参考にしつつ、適切な消防法令の運用をお願いしたい。

消防庁としても引き続き、今回の改正省令等の内容について、周知を行っていく予定である。

問合せ先

消防庁予防課
TEL：03-5253-7523